



老発0331第32号  
平成27年3月31日

福島県知事 殿

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間  
の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例  
に関する省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第48号。以下「改正省  
令」という。）が、平成27年3月26日に公布及び施行されたところである。

改正の主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係者、関  
係団体等に対し、周知徹底を図られたい。

記

1 改正省令の内容

（1）要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第8条第1項関係）

東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村  
の区域（※）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施  
行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第38条第1項に規  
定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。）及び要支援認定有効期間（規則第  
52条第1項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）については、現  
在の期間に新たに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算すること。

(※) 双葉郡双葉町及び相馬郡飯舘村の区域に限る。

(2) 当該措置の対象について（第8条第2項関係）

当該措置は、平成27年4月1日から平成27年9月30日までの間に第8条第1項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

2 施行期日

改正省令は、公布の日から施行すること。

## ○厚生労働省令第四十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十八条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令  
東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号）の一部を次のように改正する。  
本則に次の一条を加える。

（平成二十七年九月三十日までの間に満了する有効期間に係る特例）

第八条 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（福島県双葉郡双葉町及び相馬郡飯舘村の区域に限る。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。））

第一号に掲げる期間と第二号に掲げ

る期間を合算して得た期間

第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間までの範囲内で市町村が定期的に掲げる期間を合算して得た期間

用四れ項替条り令定特 すたのえ第統第に例 る一第規ら一み四よ省 場条三定れ項替条り令 合第十にたのえ第統第 を二八よ同規ら一み六 合項条り令定れ項替条 むに第統第にたのえ第 じお一み一よ同規ら一 い項替条り令定れ項 てえ第統第にたの 準第ら一み二よ同規	い項替条り令定特 てえ第統第に例 準第ら一み四よ省 用四れ項替条り令 すたのえ第統第 する一第規ら一み六 場条三定れ項替条 合第十にたのえ第 を二八よ同規ら一 合項条り令定れ項 むに第統第にたの じお一み一よ同規	含項条り令定特 むに第統第に例 じお一み四よ省 い項替条り令 てえ第統第 準第ら一み六 用四れ項替条 すたのえ第 する一第規ら一 場条三定れ項 合第十にたの を二八よ同規	三定十八より省令 場条第二項条令第六 場合を含むじ い項替条 てえ第一 用四れ項 すたのえ第 一第規ら一 場条三定れ項 合第十にたの を二八よ同規
し範欄お十項よの一三期護東 て因にい八の表特年間認日本 得内規て条規特例厚の定本 たで定準第定み例省生特有大 期市す用一に替省令労例効靈 間町るす項よえ令一傷に期災 村期る、りら第と省間に が間場第統れ二い令す及対 定と合四みたうるび處 め十を十替同第一六省要す る二含一え令一第十令支る 期月む条ら第項四六一援た 間間一第一の条号平認め をまの二た条規第。成定の 合で項項第定一以二有要 算の下に三一に項下十効介	間町るす項よの一三期護東 村期る、りら第と省間に が間場第統れ二い令す及対 定と合四みたうるび處 め十を十替同第一六省要す る二含一え令一第十令支る 期月む条ら第項四六一援た 間間一第一の条号平認め をまの二た条規第。成定の 合で項項第定一以二有要 算の下に三一に項下十効介	期月む第の一三期護東 間間一表特年間認日本 が間場第統れ二い令す及対 定と合四みたうるび處 め十を十替同第一六省要す る二含一え令一第十令支る 期月む条ら第と第二い令す及対 をまの二た条うるび處 合で項項第第一六省要す 算の下に三一第十令支る し範欄お十項四六一援た て因にい八の条号平認め 得内規て条規第。成定の たで定準第定一以二有要 算の下に三一に項下十効介	得内げ第一号 た期間町間に掲 が定めに十 月及び第二 月間を合 算の号にて因

第三十八条第二項において準用する場合を含む。)	第一項の規定による場合を含む。)	第三十九条第一項の規定による場合を含む。)	第三十九条第一項の規定による場合を含む。)	第三十九条第一項の規定による場合を含む。)	第三十九条第一項の規定による場合を含む。)
る五第 場条第十二 を二条第 を項第一条 むにおい項 て準第五 す十	用四れ項替条り令定特 す十たのえ第一規第 る一第規ら み四通り令 場条三定れ 項替条 合第十にた のえ第一 じを二八よ規 含項条り令定 れ項替条 むに第統第 に同規ら い項替条り令定 れ項替条 じを二二よ規 含項条り令定 れ項替条 じを二二よ規 准第第一 み二よ規	い項替条り令定特 す十たのえ第一規第 る一第規ら み四通り令 場条三定れ 項替条 合第十にた のえ第一 じを二八よ規 含項条り令定 れ項替条 むに第統第 に同規ら い項替条り令定 れ項替条 じを二二よ規 含項条り令定 れ項替条 じを二二よ規 准第第一 み二よ規	合項条り令定特 す十たのえ第一規第 る一第規ら み四通り令 場条三定れ 項替条 合第十にた のえ第一 じを二八よ規 含項条り令定 れ項替条 むに第統第 に同規ら い項替条り令定 れ項替条 じを二二よ規 含項条り令定 れ項替条 じを二二よ規 准第第一 み二よ規	三定特例省 令第ニ八条 第一項に准 用する一第規 場条第十一 に同規ら い項替条り令定 れ項替条 じを二二よ規 准第第一 み二よ規	る第三十八 条第二項(第 四十)の規定 による場合を 含む。)
る第一 期間を 合算し て得た 期間と 第二号に 掲げ	村期る、りら第 が間場第 定と合四 み替同省令 めの二含 期月むの 間間じの二 をま合で 項項第第一 算の下に三 し範欄お いて囲にい 八項のり表 得内規て 條規特 だで定準第 二に替省 期市す用二 間町るす 項よえ令	期月むの 間間じの二 をま合で 項項第第一 算の下に三 し範欄お いて囲にい 八項のり表 得内規て 條規特 だで定準第 二に替省 期市す用二 間町るす 項よえ令	得内規て 條規特 だで定準第 二に替省 期市す用二 間町るす 項よえ令	し範 同項 内で市 町の期 が定 める 期間と 十二月 間を合 算の	同項 第二号の 期間
得村二二 たが月号 第一期定 間める 期間を 内並 算し市 にび て町十 のい項替 条り令定特 得村二項 たが月下 準第第一 期定間 で規の 期の定 場場三定 れ項替条 合第十に のえ第一 じを二八 よ規ら い項替条 じを二二 よ規 准第第一 み二よ規 表	て町十のい項替 条り令定特 得村二項 たが月下 準第第一 期定間 で規の 期の定 場場三定 れ項替条 合第十に のえ第一 じを二八 よ規ら い項替条 じを二二 よ規 准第第一 み二よ規 表	合内期合 項条り令定特 算で間む。 し市と て町十のい項替 条り令定特 得村二項 たが月下 準第第一 期定間 で規の 期の定 場場三定 れ項替条 合第十に のえ第一 じを二八 よ規ら い項替条 じを二二 よ規 准第第一 み二よ規 表	期の定 場場三定 特例省 令第ニ八 条第一項 に准用す る一第規 場条第十一 に同規ら い項替条 じを二二 よ規 准第第一 み二よ規 表	るで規の 場場三定 特例省 令第ニ八 条第一項 に准用す る一第規 場条第十一 に同規ら い項替条 じを二二 よ規 准第第一 み二よ規 表	得村二二 たが月下 準第第一 期定間 で規の 期の定 場場三定 れ項替条 合第十に のえ第一 じを二八 よ規ら い項替条 じを二二 よ規 准第第一 み二よ規 表

1